

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
奈良県緑化土木協同組合	奈良県奈良市東紀寺町2-8-8

2. 指名停止措置期間

令和5年7月18日 から 令和5年10月17日 まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

奈良県緑化土木協同組合は、近畿地方整備局管内事務所発注の工事において、落札決定を受けた後、会社経営の悪化により廃業の方針であるとして契約を辞退した。また、その後、契約中であった工事2件においても、廃業決定を理由に履行不能の旨を届け出たため、発注者から工事請負契約書に基づき、それぞれ契約解除通知を受けた。

5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第2第15号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当し、措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に該当する。

よって、本件の指名停止期間は、3ヶ月とする。

<措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長 岡本 隆章 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐 森崎 貴司 (内線2512)